

# 11 がん(悪性新生物)

## 3大疾病を保障する【主契約・特約】に加入の場合

被保険者が責任開始期(契約時・復活時)以後、保険期間中に生まれて初めて約款に定める「がん(悪性新生物)」に罹患したと医師が診断確定した場合に、「特定疾病保険金」や「保険料の払い込み免除」などの保障対象となります。「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」は22ページを参照ください。

### ■「特定疾病保険金」などの保障対象となる場合とならない場合

#### (例)保障の対象となる場合

「子宮けいがん」の診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内がん」ではない「子宮けいがん」であった場合。



「上皮内がん」ではない「子宮けいがん」は約款に定めるがん(悪性新生物)の定義に該当するため、**保障の対象となります。**

#### (例)保障の対象とならない場合

「子宮けいがん」の診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内がん」であった場合。



「子宮けいがん」の「上皮内がん」は約款に定めるがん(悪性新生物)の定義から除外されているため、**保障の対象となりません。\***

\* 特定疾病(・疾病障がい)ワイド給付金特則が付いている場合、「特定疾病(・疾病障がい)ワイド給付金」の保障対象となります。

### ■「特定疾病保険金」などの保障対象とならない「がん(悪性新生物)」

次のいずれかに該当するがん(悪性新生物)は保障対象となりません。

- ① 「悪性黒色腫\*1」以外の「皮膚がん\*2(基底細胞がん、有きょく細胞がんなど)」
- ② 責任開始日(契約日・復活日)から90日以内に罹患し、医師が診断確定した「乳がん」。
- ③ 下表の病態に該当するがん(悪性新生物)

病態	説明
上皮内がん*2	「上皮内がん」とはがんが上皮の内側にとどまっている初期の状態を表します。子宮けい部やぼうこうに発生したがんによくみられます。 * 胃および腸の場合は保障対象となる場合があります。
非浸潤性のがん*2	「非浸潤性のがん」とは一般的にがんの初期の状態を表します。乳腺(乳管)やぼうこうに発生したがんによくみられます。
境界悪性群や中間悪性群	「良性新生物」と「がん(悪性新生物)」の中間に位置する病変のことです。

\*1 悪性黒色腫でも上皮内がんや非浸潤性のがんは保障対象となりません。

\*2 特定疾病(・疾病障がい)ワイド給付金特則が付いている場合、「がん(悪性新生物)」に加えて「皮膚がん」「上皮内がん」「非浸潤性のがん」に罹患したと医師が診断確定したときに、「特定疾病(・疾病障がい)ワイド給付金」の保障対象となります。

## 12 急性心筋梗塞

3大疾病を保障する【主契約・特約】に加入の場合

- 被保険者が保険期間中、約款に定める「急性心筋梗塞」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**60日以上、所定の状態が継続**したと医師が診断した場合に「特定疾病保険金」や「保険料の払い込み免除」などの保障対象となります。
- 特定疾病治療保険など、所定の「急性心筋梗塞」で**入院**したときに「特定疾病(・疾病障がい)ワイド給付金」の保障対象となる契約があります。「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」は22ページを参照ください。

### ■ 約款に定める「急性心筋梗塞」とは

#### ○ 保障の対象となるもの

虚血性心疾患 [きょけつせいしんしっかん] のうち

- ・急性心筋梗塞 [きゅうせいしんきんこうそく]
- ・再発性心筋梗塞 [さいはつせいしんきんこうそく]

#### × 保障の対象とならないもの

- ・狭心症 [きょうしんしょう]
- ・陳旧性心筋梗塞 [ちんきゅうせいしんきんこうそく]
- ・胸部痛 [きょうぶつう] など自覚症状のみで医師の診断を受けた場合

### ■ 所定の状態とは

労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする)をいいます。

## 13 脳卒中

3大疾病を保障する【主契約・特約】に加入の場合

- 被保険者が保険期間中、約款に定める「脳卒中」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**60日以上、所定の状態が継続**したと医師が診断した場合に「特定疾病保険金」や「保険料の払い込み免除」などの保障対象となります。
- 特定疾病治療保険など、所定の「脳卒中」で**入院**したときに「特定疾病(・疾病障がい)ワイド給付金」の保障対象となる契約があります。「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」は22ページを参照ください。

### ■ 約款に定める「脳卒中」とは

#### ○ 保障の対象となるもの

- ・くも膜下出血 [くもまくかしゅっけつ]
- ・脳内出血 [のうないしゅっけつ]
- ・脳梗塞 [のうこうそく]

#### × 保障の対象とならないもの

- ・外傷性くも膜下出血 [がいしょうせいくもまくかしゅっけつ] (疾病性のものは除く)
- ・脳動脈瘤 [のうどうみゃくりゅう] のうち破裂していないもの
- ・一過性脳虚血発作 [いっかせいのうきょけつほっさ]
- ・自覚症状のみで医師の診断を受けた場合

### ■ 所定の状態とは

言語障がい、運動失調、まひなどの他覚的な神経学的後遺症をいいます。